

まだ使える？ あなたの商品券

お手持ちの商品券・ギフト券・プリペイドカードなどには
有効期限が設定されている場合があります。
また、使えなくなったときの申出期間にも制約があります。



新たに制定された資金決済法において、 商品券の払戻しに関する規定が定められました。

- ◎商品券の発行者は、店頭での利用を終了した場合には、保有者に払戻しをしなくてはなりません。
※発行者はホームページ、日刊新聞紙、店頭などで払戻しをお知らせします。
- ◎商品券の利用終了により、商品券を使えなくなった保有者は、
払戻しの申出期間内に発行者に対して申出をすることによって、払戻しを受けられます。
※期間内に申出を行わない場合、資金決済法に基づく払戻しを受けられません。
※払戻し申出期間を過ぎた場合も、すぐに廃棄せず、発行者に問い合わせてみてください。
- ◎金融庁ウェブサイトで使えなくなる商品券・払戻し申出期間・連絡先等を確認できます。

注) ここでいう商品券とは、資金決済に関する法律(資金決済法)第3条第1項に規定する「前払式支払手段」のことです。
「前払式支払手段」とは、商品券、ギフト券、磁気式やIC式のプリペイドカード、サーバ型前払式支払手段などの総称です。



<http://www.fsa.go.jp/policy/prepaid/index.html>

金融庁ウェブサイトを見ることができない場合は、金融庁「金融サービス利用者相談室」
(TEL:0570-016-811、IP電話・PHSからは03-5251-6811)にお問い合わせ下さい。

